

## 償却資産に関する Q&A

### Q1 賃貸マンションでは、どのようなものが償却資産となりますか？

- A 以下のものは、土地及び家屋で評価されておりません。  
〔構築物〕 駐車場のアスファルト舗装(車止めや白線を含みます。)、周囲のネットフェンス、外灯、植栽、自転車置場、屋外に設置されたガス・上下水道の埋設管、太陽光発電システムなど  
〔電気設備〕 受変電設備、インターホンの親機・子機など  
〔器具・備品〕 集合郵便受け、家具付きの場合のエアコン・冷蔵庫・テレビなど  
「建物」として国税(所得税・法人税)に資産計上されている場合は、見積書・工事請負契約書等を確認いただき、申告してください。

### Q2 駐車場を経営していますが、申告は必要ですか？

- A 駐車場のアスファルト舗装(車止めや白線を含みます。)、周囲のネットフェンス、外灯、植栽などは、償却資産として申告の対象になります。

### Q3 店舗等を借りている場合、どのようなものが申告の対象になりますか？

- A 店舗等を借りている方が取り付けした内部造作、電気設備等については、償却資産として申告の対象になります。(詳しくは、手引きP5のとおり)

### Q4 自宅の屋根の上に固定価格買取制度の認定を受けて太陽光パネルを設置していますが、申告は必要ですか？

- A 固定価格買取制度により継続的に売電事業を行う資産であり、申告が必要です。  
(但し、家屋の屋根材として設置されているものは除きます。)

### Q5 事業用の建物では、どのようなものが申告の対象になりますか？

- A 受変電設備、蓄電池設備などの建物附属設備並びに機械式駐車設備(ターンテーブルを含みます。)、外構工事や広告塔・看板などの構築物等については、償却資産として申告の対象になります。

### Q6 耐用年数を過ぎた資産でも、申告は必要ですか？

- A 減価償却済みであっても、現に事業の用に供されている場合は、申告の対象になります。取得価額の5%が、評価額の最低限度額となります。

### Q7 使っていない資産も申告は必要ですか？

- A 使用していなくても、未稼働資産や遊休資産であれば、申告する必要があります。使用できなくて、廃棄せずに保管しているだけのものは申告は必要ありません。

### Q8 家庭用にも事業用にも使用する備品等は申告するのですか？

- A 事業の用に供することができる資産であるため、その資産全体を償却資産として申告してください

### Q9 リース資産は誰が申告するのですか？

- A リース契約の内容により異なります。  
〔一般的なリース契約の場合〕  
リース期間終了後、資産が貸主(リース会社等)に返還される場合は、貸主が申告することになります。  
〔所有権留保付割賦販売契約の場合〕  
リース期間終了後、借主に無償又は名目的な対価で所有権が移転する場合は、リース期間中の申告は借主が申告することになります。

### Q10 年の途中で廃業した場合はどうなりますか？

- A 1月1日に所有する資産について課税されますので、年の途中で廃業された場合でも、その年度の固定資産税は納めていただくことになります。  
土地・家屋と同様に、地方税法の規定により、固定資産税(償却資産)も毎年1月1日(賦課期日)に所有者として償却資産課税台帳に登録されている個人・法人に賦課期日と同年の4月1日から始まる年度分の税として課税されることになっています。  
また、次の年には、廃業した旨を記入して申告していただければ、課税はしません。

### Q11 税務署に申告をしていますが、市にも申告する必要があるのですか？

- A 確定申告は所得税や法人税の国税の計算のためのものであり、償却資産の申告は市税の固定資産税の計算に必要なものです。市への申告をお願いします。

### Q12 電算申告(増減なし申告)の場合、種類別明細書は必要ですか？

- A 電算処理により全資産申告される方は、増減のあった資産だけでなく、1月1日(賦課期日)現在宝塚市内に所有しているすべての償却資産について、評価額・課税標準額を計算した種類別明細書を毎年添付してください。

### Q13 償却資産の申告を漏らしていた場合は、どのようにしたらよいですか？

- A 「種類別明細書」に資産名称、取得年月等を記入し、摘要欄に「申告漏れ」と記入し、「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」の「前年前に取得したもの(イ)」の取得価額を修正して申告してください。

### Q14 申告漏れ等の場合は、過去の年度分も課税されますか？

- A 申告された年度だけでなく、5年を限度として遡って課税することになります。(地方税法第17条の5第5項)

### Q15 申告しなかったり、または虚偽の申告をしたらどうなりますか？

- A 正当な理由がなく申告されない場合は、過料を科せられること(地方税法第386条)があるほか、税額に加えて延滞金を徴収されること(同法第368条)があります。また、意図的に間違えた申告をされると、罰金を科せられること(同法第385条)があります。